

福岡県災害時受援計画の概要

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

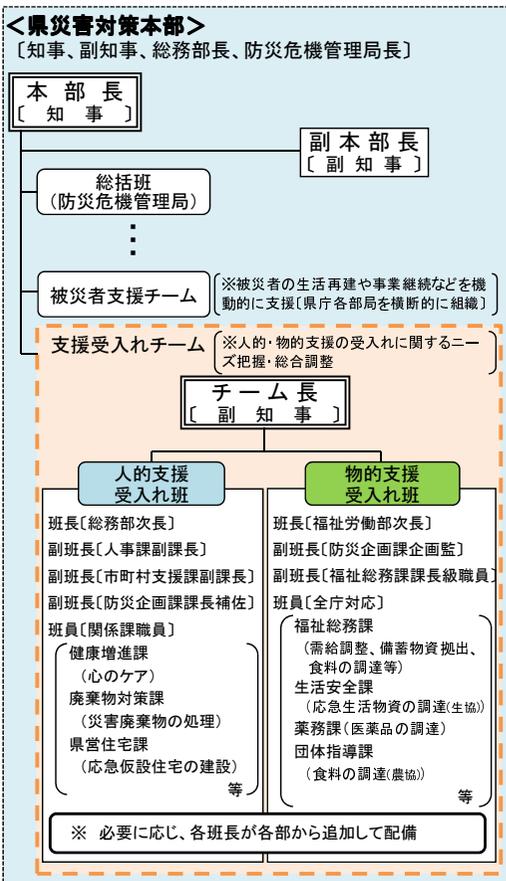
本計画は、本県の「熊本地震の課題等に係る検討結果」及び「平成29年7月九州北部豪雨における災害対応の検証結果」、九州地方知事会の「熊本地震に係る広域応援検証・評価結果」、国の「受援に関するガイドライン」等を踏まえ、大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するために、①受援体制、②支援要請や連絡の手順、③人的支援を受ける業務や救援部隊（消防、警察、自衛隊等）の活動拠点、④物的支援を受ける際の物資の集積拠点や搬送方法等を予め定めるものである。

2 基本的な考え方

- (1) 本計画は、福岡県地域防災計画を具体化するものである。
- (2) 被害の規模が甚大で、本県単独では十分な応急対応が実施できない災害を対象とする。
- (3) 訓練を通じた検証や地域防災計画の改定、関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

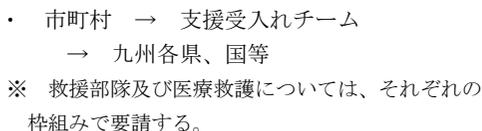
第2章 受援体制

- 災害対策本部内に「支援受け入れチーム」を設置する。

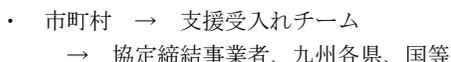


第3章 支援要請の手順

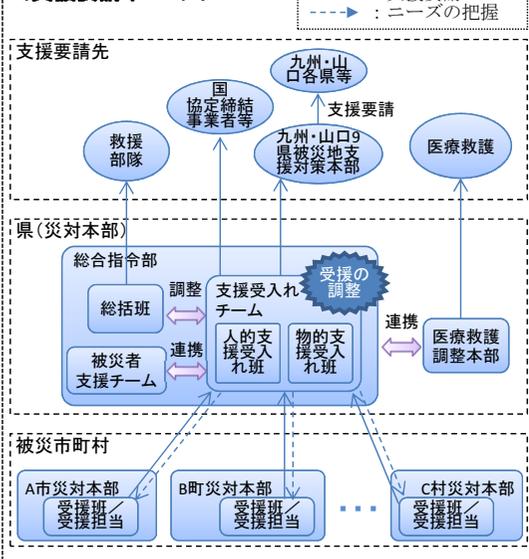
- 人的支援要請の流れ(自治体職員等)



- 物的支援要請の流れ



<支援要請イメージ>



第4章 人的支援受け入れ

【自治体職員等】

- 支援職員を円滑に受け入れ、その能力を効果的に活用するため、あらかじめ支援職員が従事する業務を抽出し、具体的な業務内容を整理。

<受援対象となる業務(24業務)>

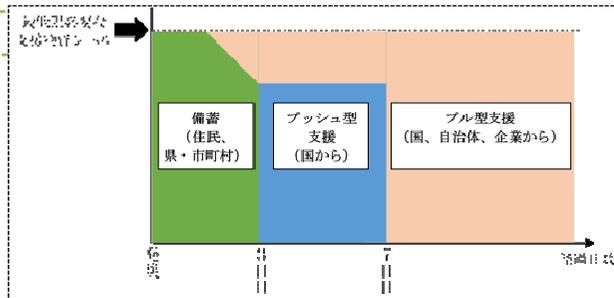
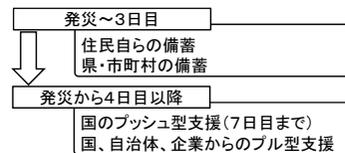
① 被災市町村事務全般の支援	避難所運営、家屋被害調査、罹災証明書発行、市町村税の減免事務等の応援	⑩ 被災者の生活支援	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	⑮ 危険度判定	被災建築物応急危険度判定士
②	応急給水(給水車、給水要員)	⑪	義援金の募集・配分	⑯ 災害廃棄物の処理	がれき等の処理
③	健康対策(保健師等)	⑫	被災者生活再建支援金の支給	⑰ 社会基盤施設の緊急対策・応急復旧等	土木職員等
④	健康対策(管理栄養士)	⑬	学校の教育機能の回復	⑱ 社会基盤の応急復旧	水道の応急復旧
⑤ 避難者対策	心のケア(DPAT)	⑭	文化財の緊急保護	⑲ 社会基盤施設の復旧	下水道の応急復旧
⑥	生活衛生対策(し尿処理)	⑮	応急仮設住宅の建設	⑳ 社会基盤施設の復旧	用地職員
⑦	生活衛生対策(生活ごみ処理)	⑯	応急仮設住宅の整備・確保		
⑧	愛護動物の救護等				
⑨ 災害ボランティアの活動促進	ボランティア、ボランティアコーディネーター				

【防災関係機関(救援部隊等)】

- 救助活動拠点の候補地をリストアップ(県内152箇所)
- 救助活動拠点を選定する手順を整理(拠点を設置する地域を選定→当該地域内の使用可能拠点を選定→最寄IC及びルートを確認)

第5章 物的支援受け入れ

- 物的支援の基本的な考え方



- 物資集積拠点候補地をリストアップ

- ・ 広域物資輸送拠点(県物資集積拠点)・・・県内15箇所(民間倉庫、県消防学校等)
- ・ 地域内輸送拠点(市町村物資拠点)・・・各市町村が選定。県内74箇所。
- ・ 県域を越えた広域的な物資集積拠点・・・本県内での確保が困難な場合、九州・山口各県の拠点で使用可能な施設。15箇所。

- 事業者と連携した物資輸送体制の構築

- ・ 民間(物流事業者や協定締結事業者)との連携による支援物資輸送
- ・ 災害時の物流に関するノウハウを有する物流専門家(トラック協会、倉庫協会、九州運輸局等)が支援受け入れチームに参画

<要請・供給の流れ>

